



病児・病後児保育および いわゆる学童保育に対する 支援の現状

子ども・子育て支援新制度

市町村主体

国主体

施設型給付

保育所

幼稚園

認定こども園

地域型保育給付

小規模保育
家庭的保育
居宅訪問型保育
事業所内保育

地域子ども・子育て支援事業

- ・利用者支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業等
- ・子育て短期支援事業
- ・子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)
- ・延長保育事業
- ・**病児保育事業**
- ・**放課後児童クラブ**
- ・妊婦健診
- ・実費徴収に補足給付事業
- ・事業者参入促進・能力活用事業

仕事・子育て 両立支援事業

・**企業主導型
保育事業**

・ベビー
シッター等
利用者支援
事業

子ども子育て支援交付金

内閣府(内閣総理大臣)あてに

市町村(長)が

市町村補助事業所要額と

市町村子ども子育て支援事業計画を添付して**申請**

- － 延長保育事業
- － 放課後児童健全育成事業
- － 病児保育事業
- － 一時預かり事業

病児保育事業

- 1 病児対応型
- 2 病後児対応型
- 3 体調不良児対応型

ア 年間延べ利用児童数に応じた加算

イ 送迎対応を行う看護師等雇上

ウ 送迎経費

それぞれ平成31年4月から増額

病児対応型・病後児対応型 実施条件

- **看護師等**: 利用児童おおむね10人につき1人以上配置
- **保育士**: 利用児童おおむね3人につき1人以上配置
- **病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設等**

利用の少ない日において地域の保育所等への情報提供や巡回など地域全体の保育の質の向上につながる機能を評価

(29年度実績) 病児 985か所 病後児637か所

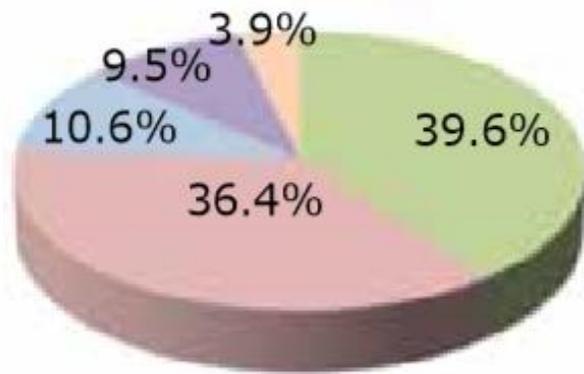
内閣府への要望

市町村事業について、一部の市町村では国の示した要綱をそのまま当該市町村の要綱とし、実態とは乖離して極めて活用しづらいものとなっている。

市町村の実態にあわせて事業を実施するよう、あらためて指導されたい。

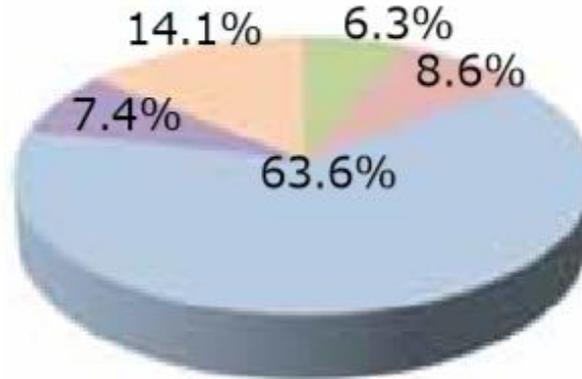
3. 実施場所

(1) 病児対応型



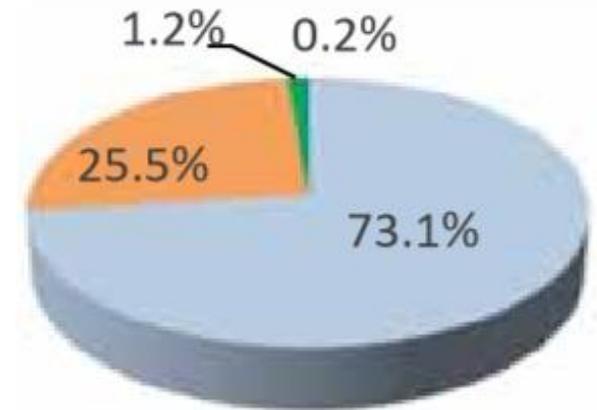
- 診療所
- 保育所
- その他

(2) 病後児対応型



- 病院
- 単独施設

(3) 体調不良児対応型



- 保育所
- 認定こども園
- 小規模保育事業所
- その他

保育環境改善等事業(令和元年度)

保育対策総合支援事業費補助金

【趣旨】保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等や病児保育事業(体調不良児対応型)を実施するために必要な設備の整備等に必要な費用の一部について支援する。

【実施主体】市町村(特別区含む。)、保育所等を経営する者

【対象事業】

1. 基本改善事業(改修等)
- ②病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業
2. 環境改善事業(設備整備等)
- ⑤病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業

企業主導型保育事業

財源:事業主拠出金

- 1)待機児童対策へ貢献
- 2)従業員の多様な働き方に対応
- 3)**企業の自主性**に配慮

H28.3 子ども・子育て支援法改正、企業拠出金率の法定上限引上げで(0.15→0.25%)創設。

整備目標:約5万人

H30.3 子ども・子育て支援法を改正し、拠出金率法定上限引上げで(0.25→0.45%)拡充。

整備目標:プラス約6万人

地域医療介護総合確保基金

1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
2. 居宅等における医療の提供に関する事業
3. 介護施設等の整備に関する事業
- 4. 医療従事者の確保に関する事業**
5. 介護従事者の確保に関する事業

医療従事者の確保に関する事業

病院内保育所に対する補助制度

各都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用して、院内保育所の設置・運営を補助しているもの※であり、**病児保育を行う場合の病児加算**、小学校低学年の児童に対する保育を行う児童保育加算等がある。

※ 従来医政局看護課の看護人材確保のための補助事業を基金事業に転換したもの

内閣府への要望

喫緊の課題の一つである病児保育事業について、令和元年度にはもっぱら体調不良児対応型への支援が強化された。一方で、医療機関が中心となって実施している病児・病後児保育は、不採算事業のまま非営利の医療機関に委ねられている現状がある。

医療機関を中心とする病児・病後児保育が持続可能となるよう、支援を強化されたい。

医療機関が利用可能な 院内保育等を推進するための事業・支援策

令和元年7月1日

厚生労働省医政局医療経営支援課長

厚生労働省医政局医事課長

厚生労働省医政局看護課長

- (1) 子ども・子育て支援新制度における
事業所内保育事業・病児保育事業
- (2) 地域医療介護総合確保基金
- (3) 子ども・子育て支援新制度における
企業主導型保育事業等による助成制度

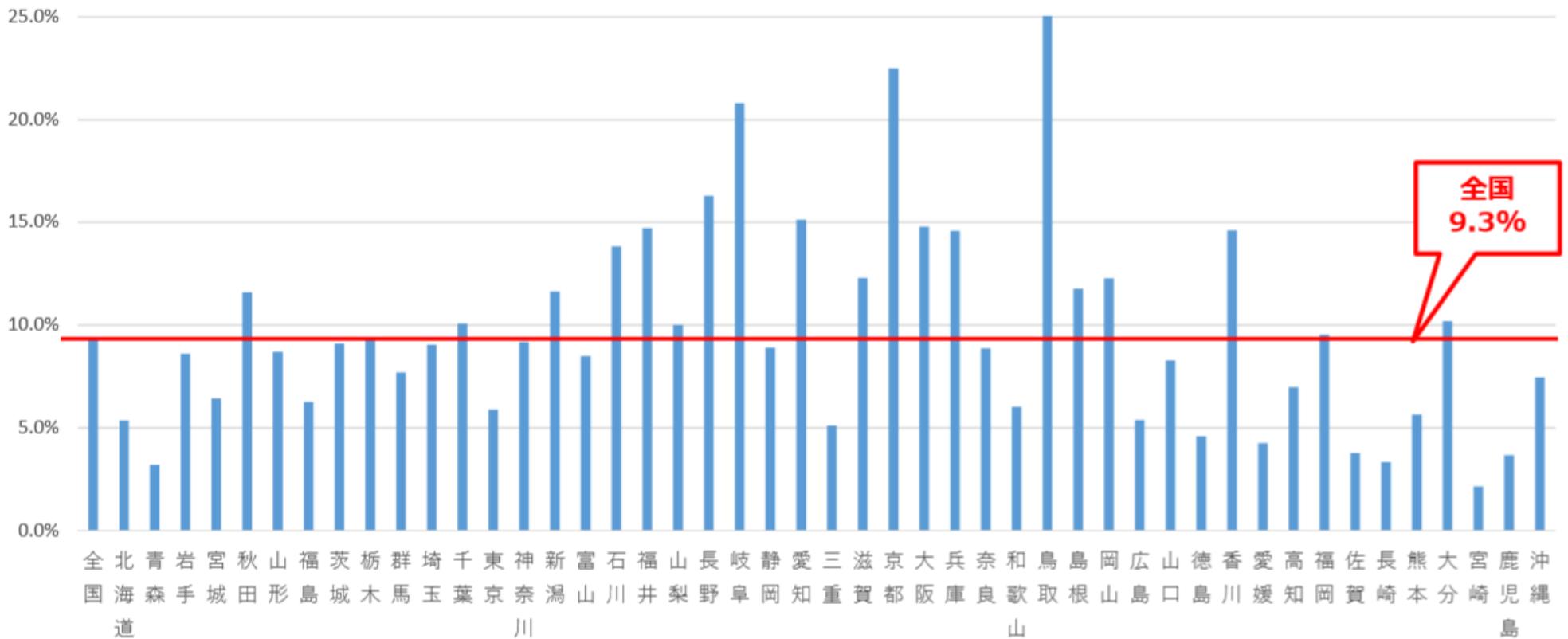
病児保育を実施している病院

厚生労働省
令和元年7月1日資料

病院数	院内保育を実施している				
	病児保育あり				
A (病院数)	B (病院数)	B/A	D (病院数)	D/A	D/B
8,412	3,685	43.8%	783	9.3%	21.2%

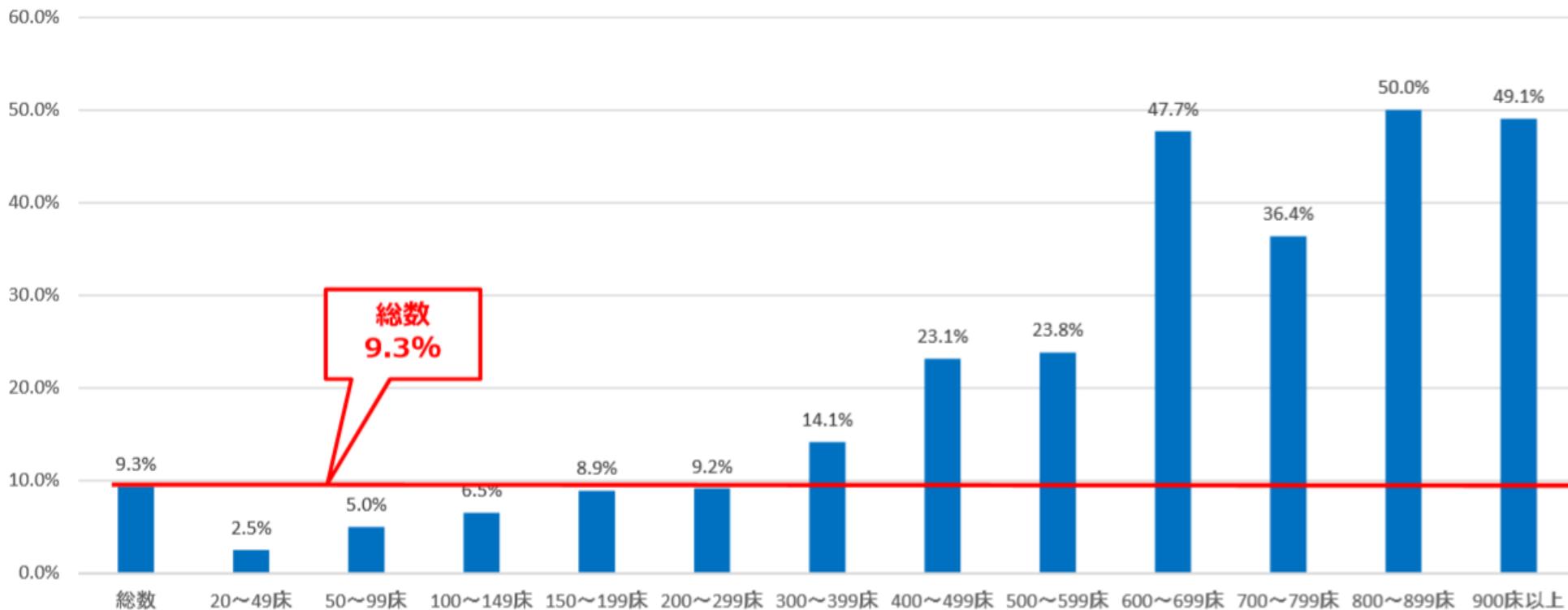
出典：平成29年 医療施設（静態・動態）調査（10月1日現在）

都道府県別一病院の職員のための病児保育実施状況



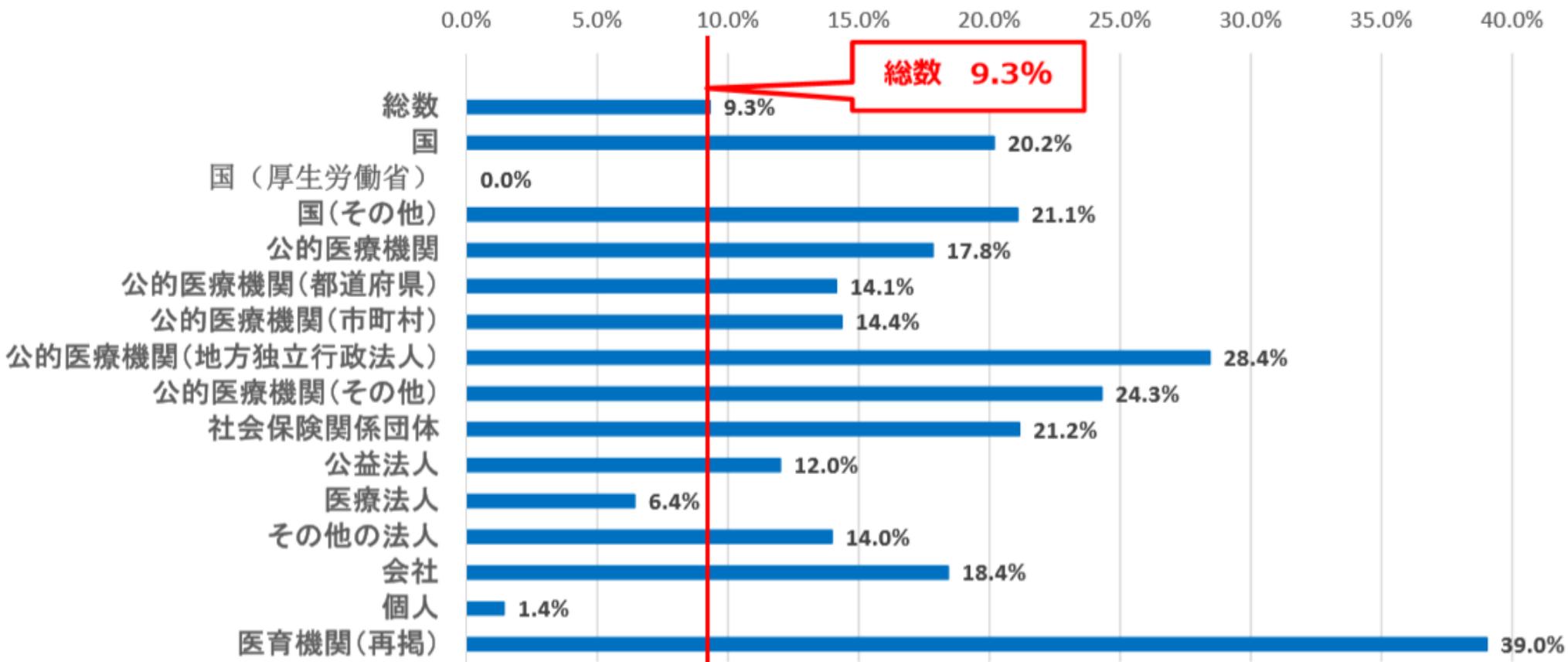
出典：平成29年 医療施設（静態・動態）調査（10月1日現在）

病院規模別一病院の職員のための病児保育実施状況



出典：平成29年 医療施設（静態・動態）調査（10月1日現在）

開設者別一病院の職員のための病児保育実施状況



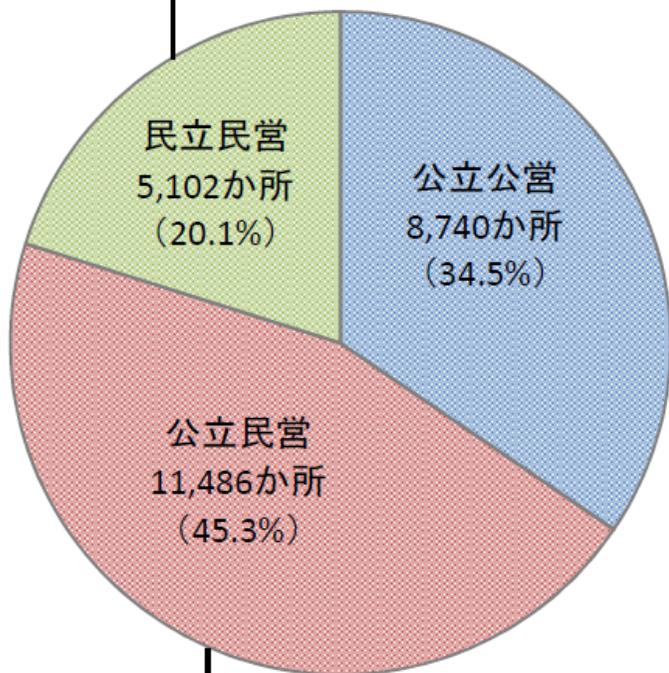
女性医師支援センターとして

地元都道府県、市町村の医師確保担当、子育て支援担当が、医療現場への理解を深め、支援策が適切なものとなるよう、現場の声を伝えるとともに、他地域での好事例を共有することで、より効果的な支援が行われるよう促進することが望まれる。

放課後クラブ実施状況(平成30年度)

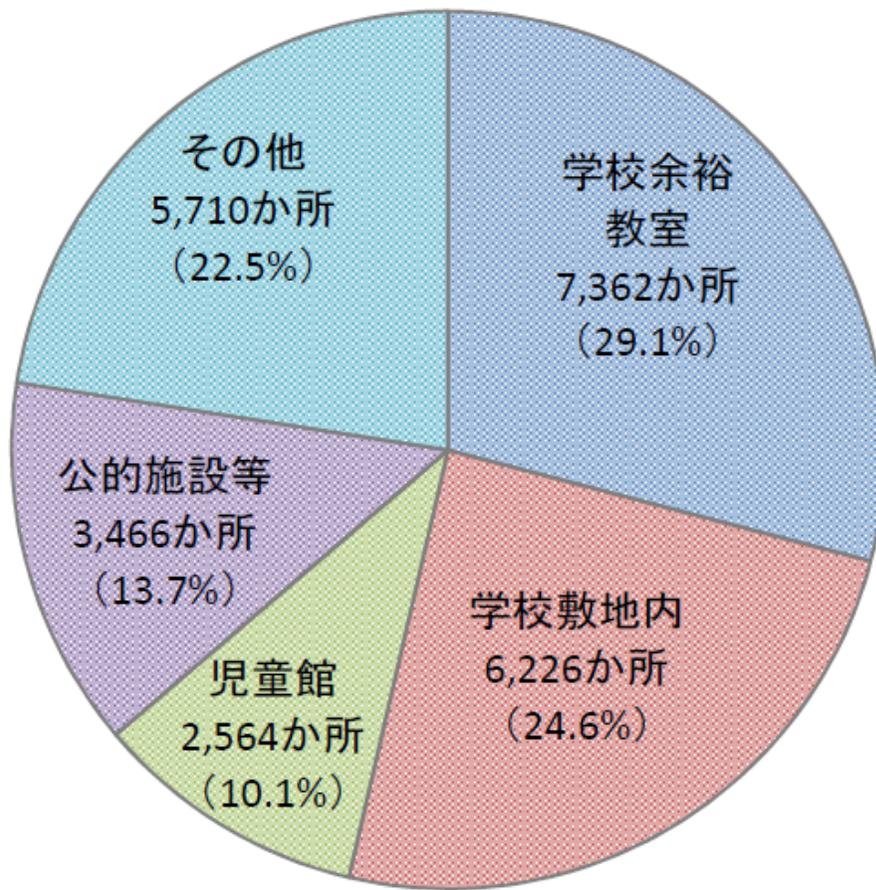
設置・運営主体

社会福祉法人	1,670か所	(6.6%)
NPO法人	836か所	(3.3%)
運営委員会・ 保護者会	1,465か所	(5.8%)
その他	1,131か所	(4.5%)



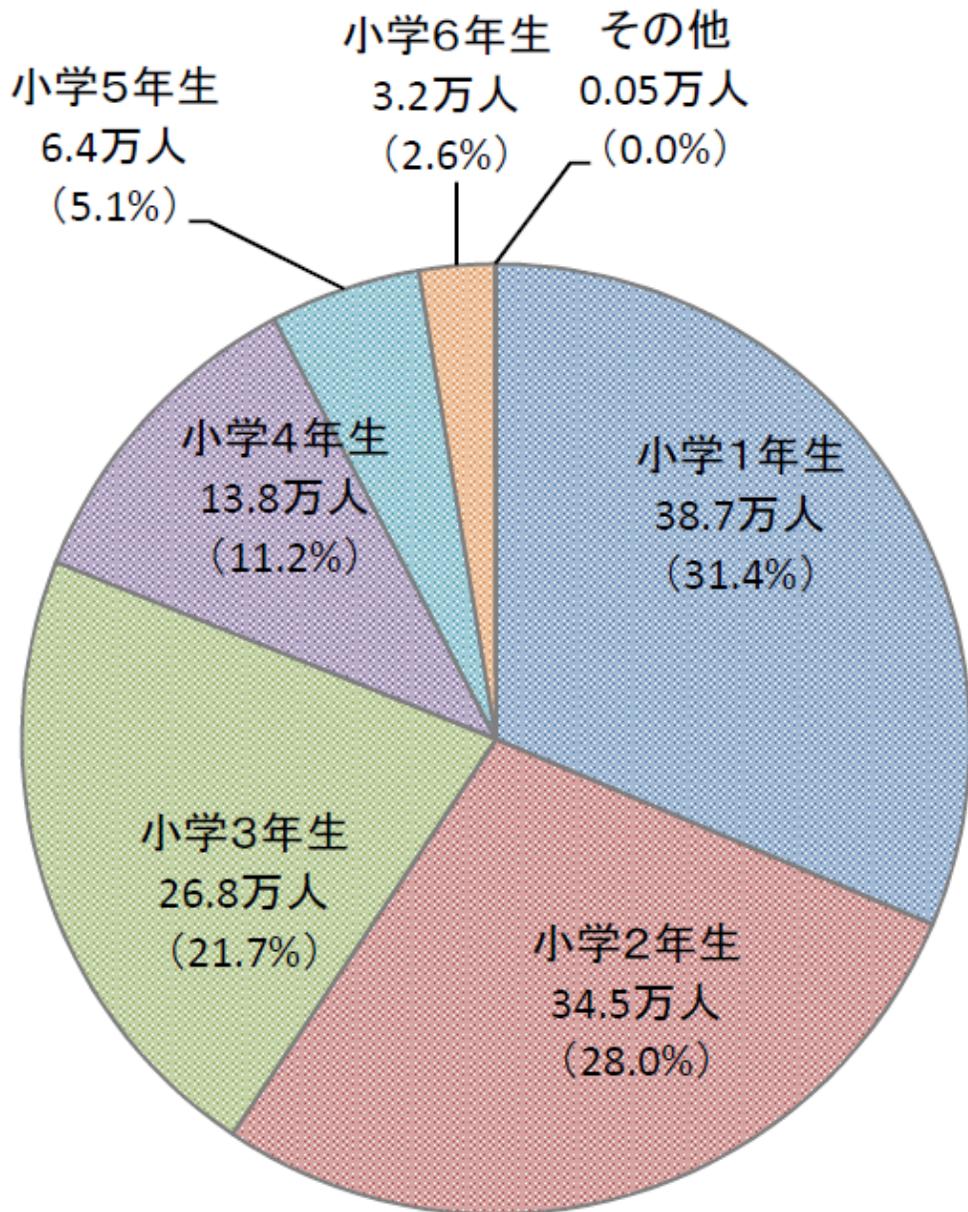
社会福祉法人	3,585か所	(14.2%)
NPO法人	1,555か所	(6.1%)
運営委員会・ 保護者会	3,604か所	(14.2%)
その他	2,742か所	(10.8%)

設置場所

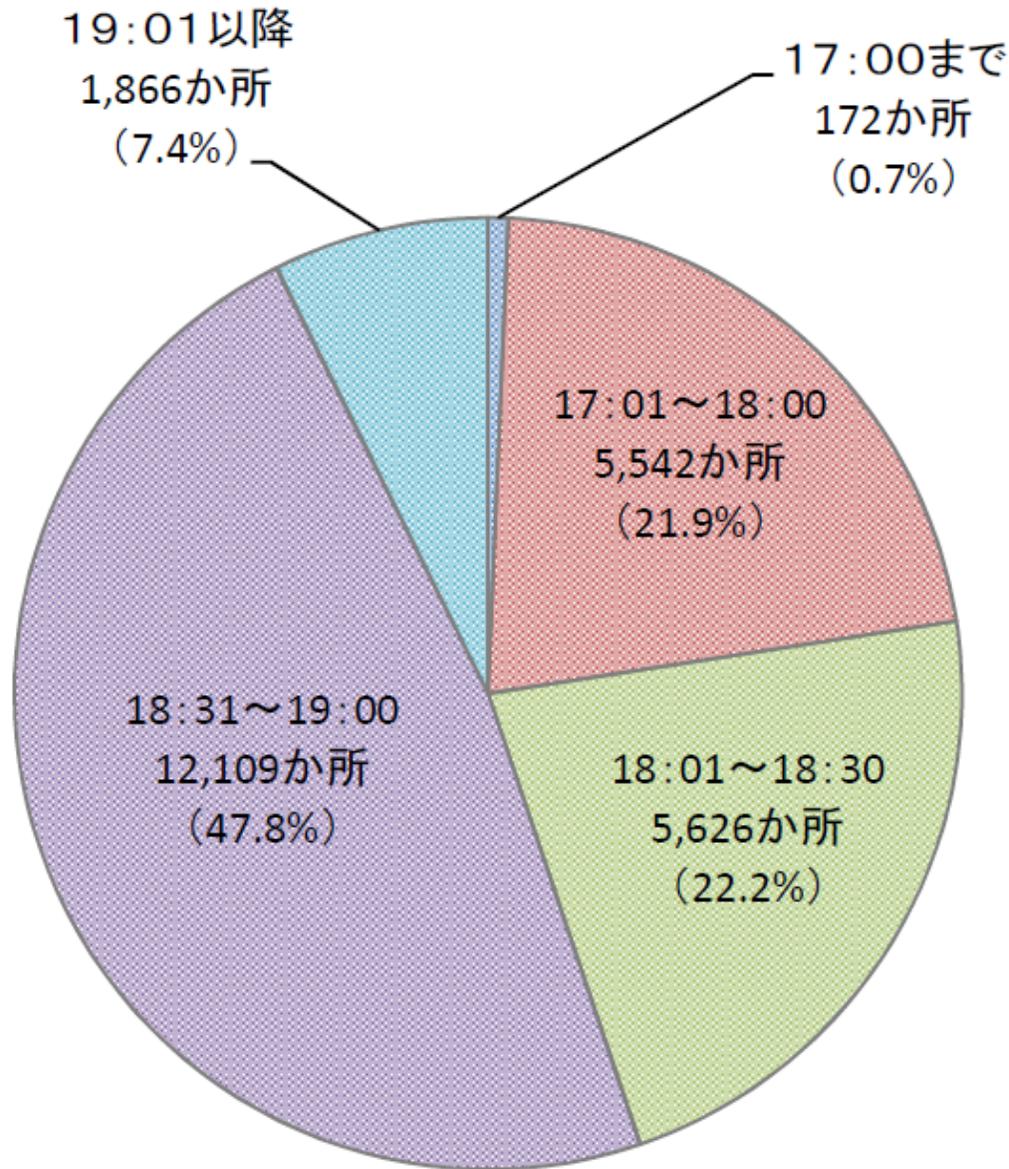


放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況
(平成30年(2018年)5月1日現在) 18

学年別登録児童数



終了時刻(平日)



放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況
(平成30年(2018年)5月1日現在)

放課後児童健全育成事業 実施主体

実施主体は、市町村

特別区、一部事務組合を含む。

市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる。

放課後児童健全育成事業

- 放課後児童健全育成事業所
 - ア 基本額
 - イ 開所日数加算
 - ウ **長期休暇支援加算**
 - エ **長時間開所加算**
- それぞれ平成31年4月から増額

放課後児童健全育成事業 職員体制

放課後児童支援員は支援単位ごとに2人以上とする。

放課後児童支援員は、都道府県知事又は指定都市市長が行う研修を修了したもの（予定者を含む。）でなければならない。

1人を除き、補助員をもって代えることができる。

補助員については、「子育て支援員専門研修（放課後児童コース）」を修了していることが望ましい。

女性医師支援センターとして

地元都道府県および市町村の**教育担当**、子育て支援担当、および医師確保担当が、医療現場への理解を深め、支援策が適切なものとなるよう、現場の声を伝えるとともに、他地域での好事例を共有することで、より効果的な支援が行われるよう促進することが望まれる。